

請負工事等契約および変更内容

課 名 下水道課
 担当業務 維持係

契約名	東十神マンホールポンプ電気設備修繕工事		
施行場所	安来市南十神町	概要 電気設備工事	一式
種別及び概要	種別 電気工事		
随意契約の理由	本年度、マンホールポンプ場巡回点検業務を実施する中で東十神マンホールポンプ場において電気設備の不備が判明し経過観察してきたが、早急に回収を行う必要が生じたため修繕候えじを実施する必要がある。 本工事は、東十神地区の汚水を圧送するためのマンホールポンプであり、現在供用開始しているマンホールポンプを稼働しながら行わなければならない。 (株)鶴見製作所中国支店は当該施設の保守・点検を行っており、機能性を熟視しかつ機器調整、試運転等を迅速に行うことが出来る。 以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」により当該施設の維持管理業務の委託先である(株)鶴見製作所中国支店と随意契約を結ぶ。		
契約の相手方	所在地 名称 代表者	広島市佐伯区吉見園1-21 (株)鶴見製作所中国支店 支店長 杉浦誠一	
契約金額	4,400,000円	着手 契約締結日の翌日	完成 令和3年3月15日

第 回	変更金額	変更前 -	変更後 -
	変更理由	県道:黒井田安来線の占用協議に不測の期間を要したため、工期を延期するもの。	
	工期	変更前 令和3年3月15日	変更後 令和3年3月22日

第 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後

第 回	変更金額	変更前	変更後
	変更理由		
	工期	変更前	変更後